

## 2 1 いじめ防止基本方針

### 1 ひばり野小学校いじめ防止基本方針

#### (1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または、心身に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許される行為ではない。いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、教職員全員が児童のいじめに関する課題を共有し、自己の役割を認識しながら、いじめを許さない学校づくりを進めていかなければならない。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定及び国のいじめの防止等のための基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「入善町立ひばり野小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

#### (2) 基本理念

すべての児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。児童は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

○いじめはどの児童にも、どの学校でも、どの集団にも、起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校や社会全体で真剣に取り組むことが重要である。児童の健全育成を図り、いじめのない児童社会を実現するためには、学校、保護者、地域、その他の関係機関の連携の下、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しいじめの問題を克服することを旨として行う。

○全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように未然防止に努めることを旨として行う。

### 2 本校のいじめの実態と課題

#### (1) 本校の実態

- ・昨年度の認知件数0
- ・児童は素直であり、挨拶、きまりの遵守、ボランティア活動などには意欲的に取り組んでいる。縦割り活動において、上級生が下級生の世話をするなど、学校生活では、全学年が仲良く活動している。
- ・家庭は農家が多く、その殆どが兼業農家であり、両親共働きの家庭では、三世代同居が多い。舟見、野中地区それぞれ防犯パトロール隊を組織し、日々の児童の見守りや、地域を犯罪から守る活動を自主的に行うなど地域の協働体制ができている。
- ・各学年の人数が15名前後と少人数であり、保育所の頃から構成メンバーがほとんど変わらないために、人間関係が固定化する傾向にある。
- ・携帯電話等を使って遊ぶ児童はいないが、家庭においてゲーム等で遊ぶ児童が多い。

## (2) 本校の課題

- ・クラス内での児童の位置が固定化しないように、児童相互の好ましい人間関係を育むように努めることが必要である。そのために、児童が進んで関わり合う活動の場を設定し、それを通して互いの違いを理解し合い、一人一人のよさを認め合う集団づくりをする必要がある。
- ・教員は、児童と共に活動して触れ合いを深めたり、日常のきめ細かい観察や教育相談、面接などの方法で児童を共感的に理解するよう努めたりするなど、教師と児童の信頼関係を育む必要がある。

## 3 いじめ問題への対応

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを児童生徒にしっかり伝える。
- ・あらゆる教育活動を通して自他の人権を大切にする意識を育む。
- ・学級での居場所づくりと絆づくりに努め、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・いじめ問題対策のための組織を設置する。
- ・生徒指導に関する校内研修の充実を図り、教員一人一人の力量を高め、より適切な指導に努める。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の児童の様子、日記等における児童との日常のやりとり、個人面談及び家庭訪問等を通してアンテナを高くし、どんな小さなサインや兆候も見逃さず、児童を見守る。
- ・ささいないじめに関する情報であっても、報告・連絡・相談体制を徹底することによって教職員全員で児童の実態を共有し、全校体制による組織的な指導、支援を進め迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめや悩みを相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・保護者や教職員が気軽に相談できる体制を整え、保健室や相談室等の窓口について広く周知する。

### (3) いじめが起きたときの対応

#### ① いじめられた児童生徒とその保護者への対応

管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭を訪問する際に配慮すべき点を確認する。家庭を訪問する際には、管理職や生徒指導主事等が担任に同行するなどして複数で訪問する。

#### (ア) 児童生徒

- ・児童生徒の思いや願いをしっかりと聞き、受容と共感に努めながら可能な限り詳細に聞く。
- ・児童生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくり聞きながら事実を確認する。
- ・全力で守ることを約束し、安心して学校生活ができるようにする。

#### (イ) 保護者

- ・保護者の思いに真摯に耳を傾け、思いを十分に汲み取り、今後の指導に役立てる。
- ・安心して学校生活ができるようにすることを約束し継続して連絡を取り合うことを確認する。
- ・いじめた児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう配慮しながら対応する。

## ② いじめた児童生徒とその保護者への対応

家庭訪問等により、児童生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく、管理職や生徒指導主事等が同席し、複数の教職員で対応する。

### (ア) 児童生徒

- ・確認した事実に基づき、行った行為の内容及びその行為を受けた児童生徒の心情を伝える。
- ・いじめを行った本人の背景を探り、本人の気持ちに寄り添った指導を行う。
- ・行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について、共に考え指導する。

### (イ) 保護者

- ・いじめの解決を通して児童生徒のよりよい成長を促したいという職員の願いを伝え協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮するとともに、家庭での子どもへの接し方等について、保護者と共に考える。
- ・いじめを受けた児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう配慮しながら対応する。

## ③ いじめた児童生徒及び周囲の児童生徒からの事実確認

(ア) いじめの背景等について、正確に事実を把握する。また、児童生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや推測を入れないように慎重に行う。

(イ) 周囲の児童生徒から聞き取る際には、状況に応じて個人面接またはグループ面接を行う。

(ウ) 家庭訪問を行う場合は、必ず複数の教職員で行う。

## ④ 対応方針の決定及び役割分担

(ア) いじめ防止対策委員会等で課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。

(イ) 収集した情報は速やかに生徒指導主事や管理職に伝えることができるように、教職員間の連絡体制を整える。

## ⑤ 学級・学年全体への指導

(ア) 事件の概要について、すべての教職員で共通理解を図る。

(イ) 「全体的問題」として提起し、いじめられた者の心の痛みを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。

(ウ) いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(エ) 児童生徒が自分の思いを安心して表現できる温かく互いに認め合える学級、学年づくりを心がけ、いじめの未然防止に努める。

## ⑥ 指導の継続

(ア) 担任は、いじめられた児童生徒やいじめた児童生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して児童生徒の成長を見守る。

(イ) 関係した児童生徒の成長についての情報を教職員間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教職員から積極的に声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

⑦ 関係機関との連携

- (ア) 児童生徒に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、相談機関との連携を図る。
- (イ) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取るとともに、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。